

津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年11月26日

津市監査委員	大	西	直	彦
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	小	林	貴	虎

別紙のとおり

第1 監査の対象部局等

1 地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

本件監査の結果に関する報告の対象となる定期監査及び行政監査の対象部局等は、次のとおりである。

(1) 部局

ア 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）

イ 選挙管理委員会事務局

(2) 市立保育所

ア 芸濃保育園

イ 八知保育園

(3) 市立学校

ア 市立小学校

(ア) 新町小学校

(イ) 誠之小学校

(ウ) 豊津小学校

(エ) 上野小学校

(オ) 明小学校

(カ) 安濃小学校

(キ) 明合小学校

(ク) 大三小学校

イ 市立中学校

(ア) 芸濃中学校

(イ) 白山中学校

(ウ) 美杉中学校

ウ 市立幼稚園

(ア) 豊津幼稚園

(イ) 棕本幼稚園

(ウ) 明幼稚園

(エ) 安西・雲林院幼稚園

(オ) 安濃幼稚園

(カ) 明合幼稚園

(キ) 高岡幼稚園

エ 市立義務教育学校

みさとの丘学園

- 2 地方自治法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）

随時監査の対象としたのは、平成30年4月現在施工中の次の工事である。

- (1) 平成29年度建整特補第3号久居駅東口駐車場等整備工事
（工事場所：久居新町地内 所管部局：建設部建設整備課）
- (2) 平成29年度下建公補継第1号天神ポンプ場（下部土木）築造工事
（工事場所：高茶屋小森上野町地内 所管部局：下水道局下水道建設課）

- 3 地方自治法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

財政援助団体等監査の対象としたのは、次のとおりである。

- (1) 財政援助団体の監査

ア 津市国際交流協会（財政援助の内容：津市国際交流協会補助金の交付 所管部局：市民部市民交流課）

イ 津市交通安全対策会議（財政援助の内容：津市交通安全対策会議負担金の交付 所管部局：市民部市民交流課）

ウ 一身田寺内町まつり実行委員会（財政援助の内容：地域かがやきプログラム事業（一身田寺内町まつり事業）補助金の交付 所管部局：スポーツ文化振興部文化振興課）

エ すばる児童館（財政援助の内容：民間児童館運営事業補助金の交付 所管部局：健康福祉部こども支援課）

オ 津市鳥獣害防止対策推進協議会（財政援助の内容：津市鳥獣害防止対策推進協議会負担金の交付 所管部局：農林水産部農林水産政策課）

カ サマーフェスティンひさい実行委員会（財政援助の内容：地域かがやきプログラム事業（サマーフェスティンひさい事業）補助金の交付 所管部局：久居総合支所地域振興課）

キ ひさい榊原温泉マラソン大会実行委員会（財政援助の内容：地域かがやきプログラム事業（ひさい榊原温泉マラソン事業）補助金の交付 所管部局：久居総合支所地域振興課）

ク 長野川流域環境保全協議会（財政援助の内容：美里水源の森整備

事業負担金及び長野川流域水道水源かん養事業補助金の交付 所管部局：美里総合支所地域振興課、水道局浄水課)

ケ 津市森林セラピー基地運営協議会 (財政援助の内容：津市森林セラピー基地運営協議会負担金の交付 所管部局：美杉総合支所地域振興課)

(2) 出資団体の監査

ア 青山高原保健休養地管理株式会社 (所管部局：商工観光部観光振興課)

イ 美杉の家建設株式会社 (所管部局：農林水産部林業振興室)

ウ 津駅前都市開発株式会社 (所管部局：都市計画部都市政策課)

(3) 指定管理者の監査

ア P F I 津市斎場株式会社 (対象施設：いつくしみの杜 所管部局：市民部市民課)

イ 津市雲出市民センター運営委員会 (対象施設：津市雲出市民センター 所管部局：市民部市民交流課)

ウ わかすぎの里管理組合 (対象施設：津市わかすぎの里 所管部局：白山総合支所地域振興課)

エ 青山高原保健休養地管理株式会社 (対象施設：青山高原保健休養地 所管部局：白山総合支所地域振興課)

第2 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 定期監査及び行政監査

平成30年7月以前に監査を実施した市立保育所及び市立学校については、原則として平成29年度の財務及び事務の執行を対象とし、同年9月に監査を実施した三重短期大学事務局及び選挙管理委員会事務局については、原則として平成30年度の財務及び事務の執行を対象とした。

2 随時監査

監査対象工事に係る財務の執行を対象とした。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

主に平成26年度から平成28年度までの市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に平成26年度から平成28年度までの出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に平成26年度から平成28年度までの指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第3 監査委員の除斥

平成28年4月1日から平成30年2月20日までの間において建設部長の職にあった監査委員の大西直彦について、地方自治法第199条の2の規定により、平成29年度建整特補第3号久居駅東口駐車場等整備工事における随時監査については除斥した。

第4 監査の期間

監査の期間は、平成30年4月13日から同年11月14日までである。

第5 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

なお、工事技術調査業務を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その調査報告書を参考とした。

1 定期監査及び行政監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 随時監査

- (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されているか。
- (5) 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (ア) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (イ) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (ア) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (イ) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者として適正に権利を行使しているか。

(3) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

- (ア) 指定管理は、条例、協定書等の規定に基づき、適正かつ効率的に行われているか。
- (イ) 指定管理に係る会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。
- (イ) 指定管理者に対し適時に報告を求め、必要に応じて、調査し、又は指示を行っているか。

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 定期監査及び行政監査

市立学校

市立学校における薬品の管理については、周知徹底を図るため、平成30年4月9日付けで教育委員会事務局から各小中学校長に対し通知（「学校理科室における毒物・劇物等薬品の管理について（依頼）」）されたところであるが、一部の市立学校において、「毒物」・「劇物」の表示のない薬品保管庫、薬品管理台帳の薬品の購入年月日の欄が未記入となっているもの、購入後長期間使用されていない薬品などが見られた。

このことから、教育委員会事務局にあっては、各市立学校における薬品の適正な管理がより一層徹底されるよう適切な措置を講じられたい。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 津市交通安全対策会議（所管部局：市民部市民交流課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 財政援助の概要（注）

財政援助の内容	津市交通安全対策会議負担金の交付
交付目的	交通安全活動を直接推進すべき任務をもつ各機関と団体が、積極的かつ緊密な連携体制を確立し、

	統一的意志のもとにその活動を円滑かつ効率的に推進し、もって交通事故のない明るい社会づくりに寄与するため	
交 付 率	100%	
交付対象経費	報償費、需用費等	
交 付 額	平成26年度	7,050,000円
	平成27年度	7,050,000円
	平成28年度	7,050,000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料を参考にまとめたものである。

(i) 指摘事項

啓発物品等の購入について、同会議は津市契約規則に準じて契約事務を行っているが、見積合わせを避けるために5万円未満に分割して発注していると思われる事例が複数見受けられたことから、所管部局は効率的、効果的な負担金の執行を確保するため、同会議に対し、より競争性のある契約方法を検討するよう指導されたい。

イ サマーフェスタインひさい実行委員会（所管部局：久居総合支所地域振興課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 財政援助の概要（注）

財政援助の内容	地域かがやきプログラム事業補助金の交付	
交 付 目 的	特色ある地域振興事業として、観光事業の振興を図り、地域の観光振興・商工業の発展に寄与するため	
交 付 率	100%	
交付対象経費	事業費及び事務費	
交 付 額	平成26年度	10,000,000円
	平成27年度	10,000,000円
	平成28年度	10,000,000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料を参考にまとめたものである。

(4) 指摘事項

サマーフェスティンひさい実行委員会の各種委託業務（平成26年度～平成28年度）について、契約書において受託者から業務担当責任者の報告及び委託業務実績報告を受けることと定められているにもかかわらず、その報告書の提出を受けていないものが複数の委託業務において見受けられたため、所管部局は、同委員会に対し、契約に基づき適正に履行されるよう指導されたい。

ウ 長野川流域環境保全協議会（所管部局：美里総合支所地域振興課、水道局浄水課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 財政援助の概要（注）

財政援助の内容	美里水源の森整備事業負担金、長野川流域水道水源かん養事業補助金の交付	
交付目的	長野川流域の自然環境保全、森林の水源かん養機能向上及び美里水源の森の整備のため	
交付率	100%	
交付対象経費	美里水源の森整備事業、かん養林整備事業、廃棄物対策事業等に係る経費	
交付額	平成26年度	6,370,000円
	平成27年度	24,500,000円
	平成28年度	17,901,000円

（注）財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料を参考にまとめたものである。

(4) 指摘事項

美里水源の森整備事業負担金については、長野川流域の水源かん養機能を保全しつつ、津市総合計画後期基本計画（計画期間平成25年度～平成29年度）に基づく美里水源の森の整備を行うため、平成25年11月に長野川流域環境保全協議会が策定した美里水源の森整備計画に基づき、市が負担すべき費用を定めた覚書を同協議会と平成26年度から毎年度締結して支出しているところであるが、平成26年度、平成27年度におい

ては、負担金の経費内訳が明記されていない覚書に基づき、当初予算計上額と同額の負担金を支出していることを確認した。また、平成28年度においては、経費内訳が記載された別紙が添付されているものの、覚書には経費内訳の合計金額より200円多い当初予算計上額と同額の負担金額が記載されており、この金額で負担金を支出していることを確認した。

さらに、当該負担金を財源として、同協議会が、指名競争入札により、散策道や駐車場の整備工事を発注しているが、工事の現場監督、完成工事検査を美里総合支所地域振興課の同一の一般行政職員が行っていたことを確認した。

指名競争入札による工事発注を伴う負担金が、当初予算計上額と同一になることは通常考えられず、入札差金等について、覚書の変更締結を行わないまま他の費用へ流用して、同協議会の支出額が、当初予算計上額と一致するよう調整されていることが認められる。

また、同協議会が工事の発注者となつてはいるものの、工事代金の全額を市が負担しているものであり、同協議会が発注する工事については、工事契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項及び地方自治法施行令第167条の15の規定に準じた監督、検査が行わなければならないと考えられるが、専門知識又は技能を持たない同一の職員が工事監督、工事完成検査を行っており、適正な監督、検査を欠いたまま工事が完成したものとみなして負担金が支出されている。

美里水源の森については、計画に基づく整備完了後も、適切な維持管理が必要であり、災害発生による復旧工事も想定されることから、美里総合支所地域振興課においては、当初予算計上額ありきの負担金額を漫然と支払うのではなく、真に負担すべき必要な経費を実績ベースで支払う覚書内容に見直しするとともに、同協議会が工事発注する場合は、市の技術部門の技術支援を得るなど、地方自治法第234条の2第1項及び地方自治法施行令第167条の15の規定に準じた適正な監督、検査を実施されたい。

(2) 出資団体の監査

ア 青山高原保健休養地管理株式会社（所管部局：商工観光部観光振興課）

出資団体の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(7) 出資団体の概要（注）

資本金	36,500,000円		
市の出資の状況	出資額	19,670,000円	
	出資比率	53.9%	
主な業務の内容	青山高原保健休養地の維持管理及び整備、青山高原保健休養地に関する受委託業務、不動産の売買及び売買の媒介等		
財務の状況	資産	50,139,616円	
	負債	1,427,700円	
	純資産	資本金	36,500,000円
		剰余金	12,211,916円
	負債・純資産合計	48,711,916円	
損益の状況	営業利益	△632,461円	
	経常利益	250,646円	
	当期純利益	250,646円	

（注）出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び第49期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の収支決算書を参考にまとめたものである。「△」は、損失を意味する。

(i) 指摘事項

青山高原保健休養地の建物及び土地所有者から徴収している管理費及び環境整備負担金について、徴収が見込まれるものについてのみ計上されており、徴収が困難なものについては収入として計上していなかった。このように徴収が困難であるものを当初から計上しない経理方法は、徴収すべき管理費及び環境整備負担金の総額が認識できないばかりでなく、出資団体の経営成績や財務状況を正しく把握できないことが懸念されることから、所管部局においては、当該経理方法の見直しについて検討するよう指導されたい。

イ 美杉の家建設株式会社（所管部局：農林水産部林業振興室）
出資団体の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(7) 出資団体の概要（注）

資本金	22,000,000円		
市の出資の状況	出資額	10,000,000円	
	出資比率	45.5%	
主な業務の内容	美杉産の木材を使用した住宅建築、住宅の増改築に関する業務		
財務の状況	資産	42,991,311円	
	負債	26,501,882円	
	純資産	資本金	22,000,000円
		剰余金	△5,510,571円
	負債・純資産合計	42,991,311円	
損益の状況	営業利益	4,727,229円	
	経常利益	4,871,882円	
	当期純利益	4,686,882円	

（注）出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び第30期（平成28年7月1日～平成29年6月30日）の収支決算書を参考にまとめたものである。「△」は、損失を意味する。

(i) 指摘事項

美杉の家建設株式会社は、美杉産の木材の需要拡大を目的として、昭和62年に美杉村（当時）、建築業者等の出資により設立され、主に美杉産の木材を使用した住宅の建築、住宅の増改築に関する業務を行っている。住宅の建築については、受注件数の減少により、赤字計上が続いた時期があり、利益剰余金がマイナスの状態となっているが、監査対象期間の第28期（平成26年7月1日～平成27年6月30日）から第30期までは、関係団体の事務所新築という特需もあり、3期連続で黒字を計上している。

しかしながら、ハウスメーカーとの競合、在来工法に対する需要の減少から、今後の受注見通しは非常に厳しい状況にある。また、役員の高齢化により、企業としての営業活動が困難にな

ってきており、後継者の目処もなく、株式会社としての存続の岐路に立っていると言っても過言ではない経営状況になっている。

一方、市は、これまでも外郭団体への関与の在り方の見直しに取り組んできていることから、所管部局においては、市が筆頭株主という立場であることを踏まえ、今後の同社の株式会社としての在り方について、役員から意見を聴取するなど、売却、増資、解散を含めた幅広い視点から、所管部局としての抜本的な対策案を早急に検討されたい。

(3) 指定管理者の監査

ア 津市雲出市民センター運営委員会（所管部局：市民部市民交流課）
指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(7) 指定管理の概要（注）

施設 の 名 称	津市雲出市民センター
施設 の 設 置 目 的	住民相互の連帯意識の高揚を図り、住民の地域活動の拠点として、健全な地域社会の形成に寄与するため
指 定 管 理 者	津市雲出市民センター運営委員会
主 な 指 定 管 理 業 務 の 内 容	施設の使用許可、施設・設備器具等の維持管理及びその他市長が必要と認める業務

（注）指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(1) 指摘事項

津市雲出市民センター指定管理者基本協定及び仕様書等において、指定管理者は、樹木せん定及び除草等広場管理業務を業者委託により行うものとし、業務の完了後、委託業者より業務実施報告書の提出を受けるとともに、報告書の写しを市に提出することとなっているが、平成26年度においては、業務を実施していなかった。

また、同基本協定及び仕様書等には、指定管理者は、業務において使用する本市の所有に属する物品について、毎年度終了後、その現在高を報告しなければならないと規定されているものの、報告がされていなかった。

これらのことから、所管部局においては、同運営委員会に対し連携強化を図るとともに、事務処理の徹底を指導されたい。

イ わかすぎの里管理組合（所管部局：白山総合支所地域振興課）
指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(7) 指定管理の概要（注）

施設 の 名 称	津市わかすぎの里
施設 の 設 置 目 的	都市部と農山村部の住民交流を促進するとともに、農山村地域の豊かな資源を活用し、地域の活性化及び地域産業の振興に寄与するため
指 定 管 理 者	わかすぎの里管理組合
主 な 指 定 管 理 業 務 の 内 容	施設の使用許可、利用料金の徴収・減免・還付、施設・設備器具等の維持管理及びその他市長が必要と認める業務

（注）指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(1) 指摘事項

わかすぎの里施設の利用料金については、津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例第15条で定められているが、指定管理者はその使用区分の一部について、条例で定められた利用料金にエアコン、シャワーの使用に係る料金を加えて徴収していた。このことは、使用料等に関する事項については、条例でこれを定めなければならないことを規定する地方自治法第228条第1項前段の趣旨に照らし、適正を欠くものである。

次に、わかすぎの里の管理に係る事業報告書が提出期日どおり提出されていなかったこと、市所有の物品現在高の報告がなされていなかったことなど、津市わかすぎの里指定管理者基本協定書及び仕様書どおりの取扱いがなされていなかった。

また、施設の経年劣化が進んでおり、修繕料の増加が懸念されるが、指定管理に係る収支状況は平成28年度末で49万7千円の累積損失となっており、さらに施設の利用率が低いことから、今後の収支状況の改善は見込まれにくい。

これらのことから、所管部局にあっては、指定管理者と十分に協議を行い所要の措置を講じるとともに、今後の施設の管理運

営の在り方について検討を進められたい。